

「スポーツ団体ガバナンスコード（案）＜中央競技団体向け＞」に寄せられた
御意見の概要とスポーツ庁の考え方

資料1

【実施期間】 平成31年4月25日 ～ 令和元年5月13日（19日間）

【意見総数】 97件、35団体・個人（NF12、NF以外3、統括団体2、個人18）

【意見内訳】

原則 1	原則 2	原則 3	原則 4	原則 5	原則 6	原則 7	原則 8	原則 9	原則 10	原則 11	原則 12	原則 13	全体	一般向け
2 件	48 件	3 件	2 件	2 件	4 件	1 件	2 件	4 件	2 件	7 件	2 件	2 件	12 件	4 件

番号	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に関する考え方
1	原則 1	中長期計画等の策定に慣れていない団体や人材の確保が困難な財政基盤の弱いNFもあることから、ひな形や他の団体の事例等を提示して欲しい。	2	今後、NFの経営力強化を図る観点から、普及・マーケティング戦略の策定に当たって参考となる先進事例等を示してまいりたいと考えます。
2	原則 2	外部理事の起用は人材確保等の観点から限界があるため、外部理事の目標割合について、各団体の特性に応じた目標設定を許容して欲しい。また、【補足説明】 （1）ア 「・過去4年間の間に当該団体の役職員又は評議員であった」という条件を緩和して欲しい。	3	仮に外部理事の目標割合を25%と設定し、かつ、これを直ちに達成することが困難な場合であっても、その達成に向け段階的に取り組んでいくことが当該団体のガバナンスの改善につながると考えます。 また、御指摘の「過去4年間の間に当該団体の役職員又は評議員であった者」に関しては、ガバナンスコード案の脚注において、専門的知見を有する有識者であって役職員であった者については外部理事として取り扱うことができる旨を追記する予定です。
3	原則 2	女性理事の目標割合について、現状を勘案すると一律40%の目標を設定することはハードルが高いため、例えば各NFの会員数の男女比率を考慮して設定するなど、現実的な目標を設定すべきではないか。	5	仮に女性理事の目標割合を達成することが直ちに困難な場合であっても、その達成に向け段階的に取り組んでいくことが当該団体のガバナンスの改善につながると考えます。

番号	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に関する考え方
4	原則2	理事会のチェック機能を担う評議員会こそ外部評議員の目標割合を明示すべきではないか。	1	評議員会については、理事会に比して規模や構成が多様であること等から、外部評議員の目標割合を一律に設定することは実効的でないと考えます。
5	原則2	アスリート委員会が、名ばかりの機関ではなくアスリートファーストの理念を実現するものとなるよう、NFから独立した委員会とし、NFはその意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じるという旨を原則として追記してはどうか。	1	アスリート委員会の設置形態や組織における位置付けについては、各NFにおいて判断することが適当であると考えます。なお、ガバナンスコード案の規定では、「その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること」としており、アスリート・ファーストの理念を実現する観点から、NFがアスリート委員会の意見を組織運営に反映させることを求めているところです。
6	原則2	不正防止、団体の私物化防止のため、理事就任時の年齢に制限を設けることに賛成である。	1	—
7	原則2	人材確保等の観点から、理事の再任回数の上限があれば、理事の就任時の年齢に制限を設ける必要はないのではないかと。また、【補足説明】において「外部理事について、他の理事とは異なる年齢制限を設けることも考えられる」とあるが、異なる年齢制限とする理由は何か。	3	組織の新陳代謝を図る観点からは、理事の再任回数の制限のみでは不十分であり、理事の就任時の年齢に制限を設けることが必要と考えます。 また、外部理事については、様々な専門的知見等による貢献を期待して理事として任用され、その他の理事とは期待される役割等が異なる場合もあることから、補足説明において、外部理事について異なる年齢制限を設けることも考えられるとしたところです。この点、外部理事については年齢制限の対象外とすることも考えられることから、補足説明に「年齢制限の対象外とする」ことも考えられる旨を追記する予定です。
8	原則2	不正防止、団体の私物化防止、アスリートファーストの実現のため、理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けることに賛成である。	10	—

番号	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に関する考え方
9	原則2	10年という理事の再任回数の制限により、人材不足がどのNFにも共通した課題となることから、イギリス等と同様、有給役員による団体運営へのシフトやその財源捻出等、包括的な検討が不可欠ではないか。	1	スポーツ庁では、NFの経営力強化に向けて取り組んでいるところですが、御指摘の点については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。
10	原則2	【補足説明】において、理事の在任期間が10年に達する場合であっても、条件によっては10年を超えて在任できる、経過期間を経れば再び選任できるとしているが、これでは今までと何も変わらないのではないか。	2	各NFにおいてガバナンスコードの規定に基づく自己説明及び公表並びに統括団体による各NFに対する適合性審査が行われることにより、役員等の新陳代謝が促進されるものと考えます。
11	原則2	人材確保の観点、知識・経験の蓄積という観点、国際的な人脈形成の観点等に鑑みて、10年という理事の再任回数の上限は適当ではないのではないか。	8	各NFにおいては、ガバナンスコード案の補足説明に記述されているように、理事の候補となり得る人材を各種委員会に配置してNF運営に必要な知見を高めさせること等により、将来のNF運営の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが可能であり、また、このことが強く期待されると考えます。 なお、補足説明においては、連続10年という在任期間・再任回数の制限に係る例外について記載していますが、組織運営を行う上での原則・規範を定めるというガバナンスコードの本来の性質に鑑みれば、当該規定及び補足説明の記述に限らず、ガバナンスコードの規定及び補足説明の記述を遵守できない事態が生じることが一切排除されるものではありません。ただし、この場合、相当の具体的かつ合理的な自己説明が求められます。

番号	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に関する考え方
12	原則2	<p>「再び選任されるまでに必要な経過期間（例えば4年間）」についても、4年間立場を離れると、それまでの実績を発揮することが難しくなるのではないか。</p> <p>また一方で、4年間は理事から外れても実質的には院政を敷いて外部から影響力を行使し、また復帰するなど、実質的な長期政権を助長するおそれがある。</p>	2	<p>一般論としては、経過期間中においても、当該NFにおいて、理事以外の何らかの業務を担ったり、当該NF以外の団体において対象スポーツに係る業務に携わったりすることにより、改めて理事に就任した後、これらの業務経験で得られた知見を当該NFの運営に活かすことが考えられます。</p> <p>また、「実質的な長期政権を助長する」との御指摘については、理事を退任することの形式的・実質的な意味は大きいと考えられること、再び理事に就任するに当たっては役員候補者選考委員会における検討等が必要になること等から、長期政権の弊害が生じるおそれは少ないと考えます。</p>
13	原則2	<p>10年という理事の再任回数の上限を設けると、30代・40代の若い理事を選任した場合、60歳到達前に在任10年を超えてしまい、同世代の人材確保にも限界があるため、組織の継続性の観点から現実的ではないのではないか。</p>	3	<p>ガバナンスコード案においては、理事の人的構成を固定化させず、定期的に新陳代謝を図るという観点から、理事就任時の年齢にかかわらず、再任回数の上限を設けることを規定に盛り込んでいるところです。</p> <p>なお、補足説明に記述されているように、一定の経過期間（例えば4年間）経過後の理事への復帰、一定の場合における10年を超えた在任、理事候補者の各種委員会等への配置による計画的育成等の取組により、組織の継続性を確保することは十分に可能と考えます。</p>
14	原則2	<p>役員候補者選考委員会については、評議員会が機能していれば新たに設置する必要性はないのではないか。また、小規模なNFでは人員確保や財源等の問題から新たな委員会の設置は困難ではないか。</p>	2	<p>役員候補者の選考において、より客観的な視点を確保する観点等から、役員候補者選考委員会を設置することが必要と考えます。</p>
15	原則2	<p>「役員等は適切な組織運営を実現しやすい風土づくりを図ること」という旨を追記してはどうか。</p>	1	<p>「風土づくり」という語の概念が曖昧であることから、ガバナンスコード案に用いることは適当でないと考えます。</p>
16	原則3	<p>妥当な原則であると考えます。</p>	1	—

番号	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に関する考え方
17	原則3	「(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること」について賛成ではあるが、より趣旨を明確にするため、選手選考基準等を整備する利点を明示してはどうか。	1	ガバナンスコード案の原則3【求められる理由】において、代表選手選考基準及び選考過程に公平性と透明性が求められる理由について記載されています。
18	原則3	団体種目では、代表選手の選考基準や選考過程が個人種目の場合と異なり、明確な規程を整備することが馴染まないと考えられるため、競技特性に応じた対応を認めて欲しい。	1	ガバナンスコード案の原則3【補足説明】「(3)について」において、「団体種目であって、明確かつ具体的な選考基準に係る規程を整備することが困難である場合については必ずしも規程の整備は求められない」と記載されています。
19	原則4	コンプライアンス委員会の設置については、小規模なNFにおいては財源等の問題から困難であると考えられる。統括団体等において一元管理することはできないか。	2	ガバナンスコード案の原則4【補足説明】「(1)について」において、「人的・財政的な制約等から独立した委員会の設置が難しい場合、権限事項を明確に定めた上で、他の役割も合わせて担う委員会として運用することも考えられる」と記載されています。 また、一般論として、事務局機能の脆弱な複数の小規模団体が合意に基づき、管理部門を共同運営することはあり得ると考えます。
20	原則5	妥当な原則であると考える。	1	—
21	原則5	コンプライアンス強化のための教育実施については、小規模なNFにおいては財源等の問題から困難であると考えられる。統括団体等において一元管理することはできないか。	1	頂いた御意見については、小規模なNFの実情等を踏まえつつ、コンプライアンス教育に実施に係る環境整備に向けた施策の立案等において参考にさせていただきます。
22	原則6	妥当な原則であると考える。	1	—

番号	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に関する考え方
23	原則6	法務、会計等の体制の構築については、小規模なNFにおいては財源等の問題から困難であると考えられる。統括団体等において一元管理することはできないか。	3	法務、会計等の専門的な内容が関連する業務運営は、一つの判断ミスが組織全体や役員に重大な責任に直結するおそれがあるため、各NFにおいては、日常的に外部の各種専門家のサポートを受けることができる体制を構築することが必要です。 また、一般論として、事務局機能の脆弱な複数の小規模団体が合意に基づき、管理部門を共同運営することはあり得ると考えます。
24	原則7	妥当な原則であると考える。	1	—
25	原則8	妥当な原則であると考える。	1	—
26	原則8	競技団体が、利益相反を適切に管理しながら、各ステークホルダーに経営に参加してもらい外部に開かれた団体となるためのプロセスや体制について具体的に提案してほしい。	1	頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。
27	原則9	通報制度の構築については、小規模なNFにおいては財源等の問題から困難であると考えられる。統括団体等において一元管理することはできないか。	4	ガバナンスコード案の原則9【補足説明】「(その他通報制度の構築、適用における留意点)」において、「NF固有の通報制度を設けることが困難である場合には、JSPO又はJOCが設ける統括団体の相談窓口やJSCの第三者相談・調査制度相談窓口の利用を促すことが考えられる」と記載されています。
28	原則10	妥当な原則であると考える。	1	—

番号	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に関する考え方
29	原則10	「(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること」について、NFが常設の処分機関を設けることは、人的確保・財政負担の面から負担が大きいため、スポーツ団体が処分規定を作成した上で、その後の処分審査は日本スポーツ仲裁機構等の外部機関を利用することを明記してはどうか。	1	スポーツ団体の自主的・自律的な運営を確保する観点からは、第一義的な処分審査は、当該処分規程を作成した団体において責任を持って行われるべきと考えます。
30	原則11	妥当な原則であると考える。	1	—
31	原則11	紛争類型や不服申立期間について限定するような自動応諾条項が定められないことがないよう、原則11(1)の規定に、申立期間や申立対象について制限のない自動応諾条項を定めることを明記すべきではないか。	2	御意見にある申立対象については、補足説明において、「自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含めることが求められる」と記載しているところです。申立期間については、御意見を踏まえ、補足説明に「申立期間について合理的ではない制限を設けない」ことが求められる旨を追記する予定です。
32	原則11	原則11又は原則13において、NFが、地方組織等に対してスポーツ仲裁自動応諾条項の採択を指導するよう明記すべきではないか。	4	地方組織等の役割や業務内容等は極めて多様であるため、現段階において、地方組織等に対して一律に御指摘のような指導を行うことは実効的でないと考えます。

番号	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に関する考え方
33	原則1 2	危機管理及び不祥事対応体制の構築については、小規模なNFにおいては財源等の問題から困難であると考えられる。統括団体等において一元管理することはできないか。	2	頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。 なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいては、第三者による調査等を支援するため、「スポーツ団体ガバナンス調査支援パネル（仮称）」の設置について検討中と承知しています。
34	原則1 3	【補足説明】において、地方組織等の法人格の取得に向けた専門的な助言や財政面の支援、法律、会計等のサポートサービスを提供する形での支援とあるが、小規模なNFにおいては財源等の問題から困難であると考えられる。統括団体等において一元管理することはできないか。	2	頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。
35	全体	NF向けガバナンスコードは、加盟団体を審査する立場である統括団体においても、遵守すべきではないか。	3	スポーツ庁は、各統括団体に対して、NF向けガバナンスコードに準拠した自己説明及び公表を行うことを促していきたいと考えています。
36	全体	スポーツ団体ガバナンスコード（NF向け）の策定後、NFを対象としたスポーツ庁主催の説明会を開催してほしい。	2	御指摘の説明会を開催する方向で検討してまいります。
37	全体	資金や人材が乏しい団体にとっては、ガバナンスコード遵守のための人材確保や体制整備の面で不安がある。実効性を高めるためにも、財政的援助等の支援について検討してほしい。また、NFの実態や競技特性、各原則の重要性等に応じ、達成基準等を設けてはどうか。	4	実効性を高めることは重要と認識しており、頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。

番号	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に関する考え方
38	全体	NF向けガバナンスコード遵守のための規約策定・改定を順次進めていきたいと考えている。また、加盟都道府県競技団体にも同じレベルのコード遵守を求めていきたい。	1	—
39	全体	JOC加盟、JPC加盟のNFは、それぞれ組織や歴史・会員数等大きな差異があり、財政基盤の脆弱な小規模な団体ではガバナンスコードの遵守が困難となる部分が多くあるため、JOC加盟団体とJPC加盟団体で別のコードを作ってはどうか。	1	NFは、対象スポーツに関する唯一の国内統括組織として、社会的影響力が大きく、公共性の高い業務を独占的に行っており、高いレベルのガバナンスの確保が求められることから、全ての団体に対し同一のガバナンスコードを適用することとしています。ただし、特に脆弱な団体については、直ちに遵守することが困難である場合には、一定の猶予期間の下で段階的に取り組むなどの柔軟な適用を行うこととしています。
40	全体	統括団体によるNF向けガバナンスコードに基づく適合性審査について、速やかに審査基準及び審査後のあり得る対応を具体化するべきではないか。それを前提に、コード案も併せて検証されるべきものと思われる。	1	ガバナンスコード制定後、統括団体においては、速やかに審査基準の策定等に着手するものと承知しています。また、頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。
41	一般団体向け	都道府県レベルの加盟団体の内情はNFの目が届きにくい環境下にあるため、都道府県レベル加盟団体に対する具体的な仕組み作りもガバナンスコードと同時並行的に進めていただきたい。	1	頂いた御意見については、今後のガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の案の策定等において参考にさせていただきます。

番号	該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に関する考え方
42	一般団体向け	その他のスポーツ団体向けガバナンスコード案がまだ示されていないので判断は難しいが、地方組織等についてはNF向けよりもかなり低いハードルにしないと、役員や各委員会等の体制整備等は困難ではないか。	3	頂いた御意見については、今後のガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の案の策定等において参考にさせていただきます。

(その他御質問)

番号	該当箇所	御質問の概要	件数	御質問に関する回答
43	原則2	外部理事の範囲は、【補足説明】ア)～ウ)に基づき各NFで判断するという事か。地方公共団体の職員や他団体の役員等は外部理事と解釈してよいか。また、「当該団体の役職員」には顧問弁護士やチームドクター等は含まれるのか。	2	各NFにおいて、補足説明のア)～ウ)を踏まえて適切に判断していただきたいと考えます。 地方公共団体の職員や他団体の役員等は、ア)～ウ)に該当しなければ、外部理事に該当するものと考えます。 「当該団体の役職員」については、専門的知見を有する有識者が当該団体の何らかの役職(委員会の委員等)に就いている場合であっても、これらの専門的知見による貢献を期待して理事として任用している場合、外部理事として整理することが考えられることから、その旨をガバナンスコード案の脚注に追記する予定です。
44	原則2	女性理事の目標割合の達成時期については、各競技団体の判断でよいのか。各競技団体が計画として明示すれば何年後でもよいのか。目標達成時期が遅い場合は、統括団体の指導があるのか。	1	女性理事の目標の達成時期については、理事の多様性の確保、女性の視点や考え方をより積極的に組織運営に取り入れていくことの必要性等を十分に踏まえて、各NFにおいて適切に判断していただきたいと考えます。 各統括団体が行うガバナンスコードへの適合性審査においては、女性理事の目標の達成時期に限らず、今後策定される審査基準に基づき個別具体的な審査が行われるものと承知しています。
45	原則2	理事会の適正規模は、各NFで議論し、自ら決めるべきものと理解してよいか。また、適正規模ではないと判断されたときは、統括団体から指導があるのか。	2	理事会の実効性を確保する観点から、各NFにおいて適切に判断していただきたいと考えます。 なお、各統括団体が行うガバナンスコードへの適合性審査においては、今後策定される審査基準に基づき個別具体的な審査が行われるものと承知しています。